

## 大阪市都市計画審議会専門部会の設置について

### ■目的

御堂筋の活性化に向けた検討調査

### ■位置付け

『大阪市都市計画審議会条例』第5条第2項において、専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を若干人置くことができるとされており、この規定にもとづき、特別の事項の調査を行う専門委員を委嘱し、会長の指名する都市計画審議会委員及び専門委員若干名により専門部会を設置する。

### ■主な検討課題

沿道の土地利用方針や建築物の高さ等、御堂筋の将来像及びその実現のために必要な誘導策等について調査・検討を行う。

### ■検討期間（案）

平成25年春の都市計画審議会にて最終報告を行う。

### ■専門部会運営

別紙「大阪市都市計画審議会専門部会設置要綱（案）」参照

### ■専門部会委員メンバー

都市計画審議会会長が指名する同審議会委員、及び、大阪市都市計画審議会条例第5条第3項にもとづき委嘱された専門委員若干名により組織する。

## 大阪市都市計画審議会専門部会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 この要綱は、大阪市都市計画審議会条例（平成12年大阪市条例第22号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、都市計画に関する専門の事項を調査するため、大阪市都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （構成）

第2条 専門部会は、大阪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に属する委員のうちから審議会会長が指名する委員及び市長が委嘱する専門委員若干名で組織する。

### （部会長等）

第3条 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （運営）

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 専門部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会は、原則公開とする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。

### （審議会への報告）

第5条 部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告する。

### （庶務）

第6条 専門部会の庶務は、計画調整局において処理する。

### （廃止）

第7条 専門部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 当該専門の事項の調査が終了したとき
- (2) 審議会が専門部会廃止の決議がなされたとき
- (3) 専門部会の調査にかかる都市計画の案の審議が、審議会において終了したとき

(施行の細目)

第8条 この要綱で定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。